

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

独立行政法人日本学生支援機構（証券コード：－）

【新規】

債券格付

AA+

■格付事由

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下、「支援機構」という。）は、奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業を行う独立行政法人である。JCRは10年12月22日に、支援機構の長期優先債務及び既発行債券の格付を「AA+」と公表しており、その後、格付に影響を与えるような特段の事象は発生していない。
- (2) これまでのところ、貸倒引当金に係る未収財源措置予定額の資産計上、及びそれに対する予算措置については必要額全額が行われており、国の支援姿勢は明確である。また、10年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、支援機構が構すべき措置として13項目が掲げられたが、支援機構の中核事業である奨学金貸与事業については「廃止」に該当する項目がみられない点は、支援機構の政策上の存在意義、重要性が確固たるものであることを示している。ただ、上記「基本方針」において、「改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする」ことが打ち出されており、支援機構の独立行政法人という組織形態等について見直しの対象となる可能性があるため、抜本的な制度改革に向けた今後の議論・検討の動向が注目される。

（担当）小峯 崇志・南澤 輝

■格付対象

発行体：独立行政法人日本学生支援機構

【新規】

| 対象 | 発行額 | 発行日 | 償還期日 | 利率 | 格付 |
|--------------|-------|------------|------------|--------|-----|
| 第24回日本学生支援債券 | 400億円 | 2011年9月15日 | 2013年9月20日 | 0.201% | AA+ |

担保提供制限：なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない）

その他の特約：なし

社債管理者：不設置（ただし、独立行政法人日本学生支援機構法に基づき受託会社が選任されている）

【参考】

長期優先債務格付：AA+

見通し：安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2011年9月6日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：野上 正峰
主任格付アナリスト：小峯 崇志
3. 評価の前提・等級基準：

評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp>) の「格付方針等」に「信用格付の種類と記号の定義」として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：

本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp>) の「格付方針等」に、「パブリックセクターの信用格付方法」として掲載している。格付方法は追加・変更されることもあるが、その場合は時系列的に掲載する。本リリースの公表日と格付方法の公表日（各方法が有効となった日）とを照らし合わせたい。
5. 格付関係者：

（発行体・債務者等） 独立行政法人日本学生支援機構
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：

本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 発行体が提供した発行体の監査済財務諸表
 - ・ 発行体が提供した発行体の業績、経営方針などに関する資料および説明
 - ・ 発行体が提供した格付対象の商品内容に関する書類
 - ・ 経済・業界動向などに関し中立的な機関が公表した統計・報告
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：

JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っており、JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

用語解説

長期優先債務格付と短期優先債務格付：債務者（発行体）の債務全体を包括的に捉え、その債務履行能力を評価したものです。このうち、期限 1 年以内の債務に対する債務履行能力を評価したものを短期優先債務格付と位置づけています。個別債務の評価（債券の格付、ローンの格付等）では、債務の契約内容、債務間の優先劣後関係、回収可能性の程度も考慮するため、個別債務の格付が長期優先債務格付と異なること（上回ること、または下回ること）もあります。

格付の見直し：長期優先債務格付または保険金支払能力格付が中期的にどの方向に動き得るかを示すもので、「ポジティブ」「安定的」「ネガティブ」「不確定」「方向性複数」の 5 つからなります。今後格上げの方向で見直される可能性が高ければ「ポジティブ」、今後格下げの方向で見直される可能性が高ければ「ネガティブ」、当面変更の可能性が低ければ「安定的」となります。ごくまれに、格付の見通しが「不確定」または「方向性複数」となることがあります。格上げと格下げいずれの方向にも向かう可能性がある場合に「不確定」となり、個別の債券や銀行ローンの格付、長期優先債務格付などが異なる方向で見直される可能性が高い場合には「方向性複数」となります。

情報提供電子メディア(検索コード)

BLOOMBERG (和文:JCRA / 英文:JCR) REUTERS (JRS1120) QUICK (和文:QR / 英文:QQ) JIJI PRESS 共同通信 JLS

本件に関するお問い合わせ先

情報・研修部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

電子メディア用【格付事由】

JCRは10年12月22日に、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「支援機構」という。）の長期優先債務及び既発行債券の格付を「AA+」と公表しており、その後、格付に影響を与えるような特段の事象は発生していない。10年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、支援機構が構すべき措置として13項目が掲げられたが、支援機構の中核事業である奨学金貸与事業については「廃止」に該当する項目がみられない点は、支援機構の政策上の存在意義、重要性が確固たるものであることを示している。ただ、上記「基本方針」において、「改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする」ことが打ち出されており、支援機構の独立行政法人という組織形態等について見直しの対象となる可能性があるため、抜本的な制度改革に向けた今後の議論・検討の動向が注目される。